

## 返戻金制度について

基本的に以下の通り返戻金制度を設けております。

採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に、本人の都合による退社または本人の責による事由により雇用契約が終了したときは、受領した紹介手数料に対し次に定める割合の金額を甲に返還する。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

許可番号 13-ユ-310263

---

事業所の名称及び所在地 株式会社モトポリ  
東京都豊島区南大塚 3 丁目 52 番 7 号 BridgeFirst 3 階

---